平成２９年（フ）第１００号
兵庫県明石市大久保町谷八木３番地の７
債務者　冨岡　千佳
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
神戸市西区南別府２丁目１番地の１　マンション望806号、前住所神戸市垂水区千代が丘２丁目１番25―1007号
債務者　上田　美勝
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　３―602号
債務者　藤田あゆみ
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　３―602号
債務者　藤田　英男
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目157番地の17
債務者　松岡　優希
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
兵庫県たつの市神岡町大住寺492番地　アバンザ201
債務者　永尾　昌輝
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第６６号
兵庫県宍粟市山崎町元山崎192番地
債務者　岸脇小百合（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４６号
熊本県水俣市陣内１丁目11番２―１号
債務者　溝口　茂記
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第５２９号
千葉県我孫子市新木2030番地
債務者　髙田トシ子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５４２号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町１番地の２美沢レヂデンス302号
債務者　城間　正利
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５３号
千葉県柏市逆井１丁目５番23号　三田ハイツ105号
債務者　林　　節夫
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７５号
千葉県松戸市小金原１丁目20番地の６　市営住宅2201
債務者　岩谷　**靜**子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５８１号
千葉県我孫子市天王台２丁目12番19号（101号）リビエラ
債務者　小池　裕子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５８３号
千葉県柏市旭町２丁目４番６号
債務者　原　　則子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５８６号
千葉県松戸市小金原５丁目32番地の５　グリーンコーポ宇佐美Ａ―202号
債務者　小倉　春明
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５９１号
千葉県松戸市常盤平２丁目20番地の20　若草荘201号
債務者　藤野　和美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８号
山口県防府市大字西浦886番地の４　マツダ西浦寮、前住所福岡市西区泉３丁目２番16号
債務者　川畑　智史
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係